

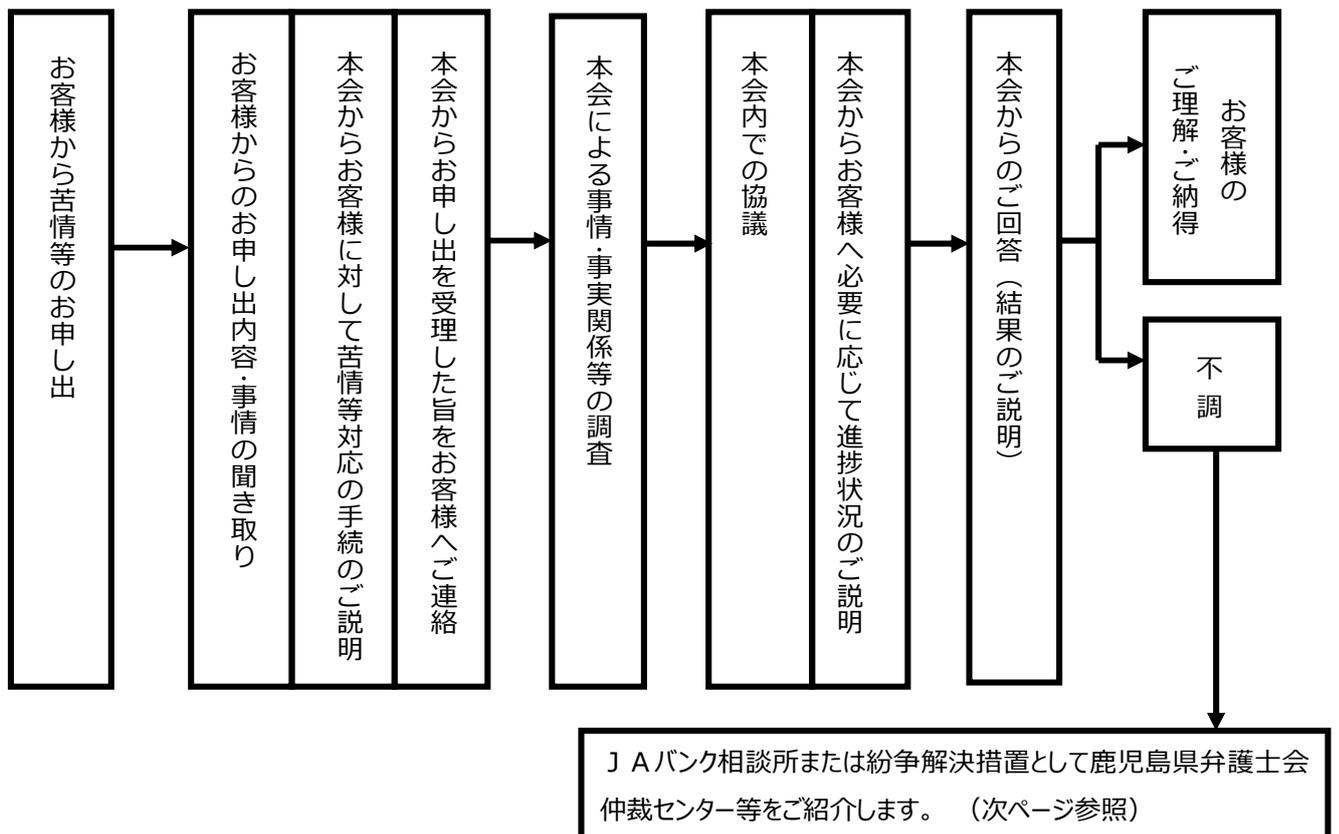
# お客様からのお申し出に対する対応について

鹿児島県信用農業協同組合連合会

## [本会の内部規則（利用者サポート等対応要領）の概要]

- 1 お客様からのご相談・苦情等については、本会の相談・苦情等受付窓口で受け付け、原則として当該ご相談・苦情等にかかる業務を担当する相談・苦情等対応担当者が対応します。  
ただし、ご相談・苦情等の内容や状況に応じて、窓口担当者が対応することがあります。
- 2 本会は、ご相談・苦情等のお申し出があった場合、これを誠実に受け付け、当該ご相談・苦情等にかかる事情・事実関係等を調査するとともに、必要に応じて関係部との連携を図り、ご相談・苦情等の迅速な解決に努めます。
- 3 ご相談・苦情等の受付・対応にあたっては、迅速かつ適切に対応するとともに、お客様からお申し出の内容・事情等を充分お聞きする等により、可能な限りお客様のご理解とご納得をいただいて解決することを目指します。
- 4 ご相談・苦情等の内容やお客様のご要望等に応じ、お客様に適切な外部機関（金融ADR制度において本会が紛争解決措置として利用している弁護士会仲裁センター等を含む。）をご紹介しますとともに、その標準的な手続の概要等の情報をご提供いたします。
- 5 外部機関において苦情等対応に関する手続が係属している間であっても、必要に応じ、一般的な資料のご提供やご説明等をお客様に対して行います。

## [標準的な手続の流れ]



## 苦情処理措置および紛争解決措置について

本会では、お客様により一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、J Aバンク（貯金やお借入など）に関するご相談および苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

- 1 苦情等の申し出があった場合、これを誠実に受け付け、迅速かつ適切に対応するとともに、その対応について、必要に応じて本会内で協議し、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。
- 2 苦情等への対応にあたっては、お客様のお気持ちへの配慮を忘れずに、できるだけお客様にご理解・ご納得いただけるよう努めます。
- 3 受け付けた苦情等については、定期的に本会経営陣に報告するとともに、本会内において情報共有化を推進し、苦情処理の態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策に活用します。

まずは、下記窓口へお申し出ください。

### 相談・苦情等受付窓口

J A鹿児島県信連 リスク審査室

電話番号 099 - 258 - 5268

受付時間 午前9時～午前12時、午後1時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

- 4 J Aバンク相談所でも、J Aバンクに関するご相談・苦情をお受けしております。公平・中立な立場でお申し出をうかがい、お申出者のご理解を得たうえで、迅速な解決を依頼します。なお、個別のお取引内容や手続き、貯金・融資等の具体的な条件・商品内容・手数料等のお問い合わせにつきましては、J Aバンク相談所ではお答えできないこともございますので、上記の相談・苦情等受付窓口にお問い合わせください。

### J Aバンク相談所 [ 一般社団法人 J Aバンク・J F マリンバンク相談所内 ]

電話番号 03 - 6837 - 1359

受付時間 午前9時～午後5時（金融機関休業日を除く）

※電話での問合せが難しい場合の問合せ方法は、J Aバンクホームページ内の当相談所のページ

<https://www.jabank.org/support/soudan/> をご確認ください。

※お客様の個人情報は、苦情等の解決を図るため、またお客様とのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

- 5 苦情などのお申し出については、本会が対応いたしますが、納得のいくような解決ができず、お客様が外部の紛争解決機関を利用して解決を図ることを希望される場合は、J Aバンク相談所を通じ、以下の弁護士会が設置・運営する仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能です。

ご利用を希望される場合は、上記の「相談・苦情等受付窓口」または「J Aバンク相談所」へお申し出ください。

名 称	鹿児島県弁護士会 紛争解決センター
-----	-------------------

6 本会は、下図のような態勢でお客様からの声を真摯に受け止め、関係部署・外部機関と必要に応じて連携しつつ、事実関係を十分に把握し、迅速かつ適切に対応することで、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。

